

岩手県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。
なお、同条第5項の規定により、令和7年10月16日から同年11月13日まで関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
石田南・南下幅南部地区（区画整理）	当該県営土地改良事業計画書の写し	奥州市役所
小梨地区（暗渠排水）	〃	一関市役所
小梨地区（農業用排水施設）	〃	〃